

令和5年度第4回三春町農業委員会議事録

1 令和5年7月18日（火）午後3時25分より三春町役場2階大会議室において令和5年度第4回三春町農業委員会を開催した。

2 出席委員 13名

1番 増子 弘子	2番 山口 陽一	3番 渡邊 重吉
4番 大内 将	5番 加藤 不二夫	6番 影山 忠夫
7番 内藤 保次	8番 門馬 稔治	9番 小林 孝
10番 新田 俊男	11番 大津 早苗	12番 本田 儀勇
13番 橋本 正亀		

3 欠席委員

なし

4 推進委員 13名

1番 相川 義則	2番 平沢 善秀	3番 渡辺 恵智郎
4番 佐久間 喜栄	5番 佐久間 正光	6番 山口 裕一
7番 橋本 一三	8番 佐藤 義朗	9番 西山 忠明
10番 八木沼 孫一	11番 菅野 栄章	12番 増子 義男
13番 遠藤 毅		

4 事務局からの出席者 3名

事務局長：遠藤 晃

事務局次長：近内信二

事務局主事：志賀瑞樹

5 審議案件

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。

7 議長指名により議事録署名人を選任した。

7番 内藤 保次 委員

8番 門馬 稔治 委員

8 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。
会長の議長でよろしく願いいたします。

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No1について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、実沢5区集会所から南東へ400mのところ
です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした5番加藤委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 5番 加藤 不二夫 委員、現地調査報告

委員： 7月3日午後1時30分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、草刈りや作付等が行われ適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No2について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、滝桜から南東へ100mのところ
です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした2番山口委員から現地調査の結果を報告してください。

- 委員： 2番 山口陽一 委員、現地調査報告
- 委員： 6月30日午前10時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、草刈りや作付等が行われ適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。
- 議長： 本日の審議案件は以上でありますので、第4回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

9 令和5年度第4回三春町農業委員会を午後3時55分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議長 橋本正亀

7番委員 内藤保次

8番委員 門馬稔治